

県産広葉樹プロモーション業務仕様書

1 委託業務番号

令和6年度林振広プロ委第1号

2 委託業務名

県産広葉樹プロモーション業務

3 委託業務の目的

これまで利用が低位であった県産広葉樹の利用拡大を推進するため、認知度向上や消費拡大に向けた広報活動等を実施するもの。

4 委託業務の履行期間

契約締結日の翌日から令和7年2月20日（木）まで

5 業務委託内容

前記2の実現のため以下の業務を行うこと。

- (1) 業務の目的達成に向け、コンセプト・テーマ及びターゲットを設定すること。
- (2) WEBメディアによる情報発信
各種WEBメディアを活用した効果的な情報発信について提案を行うこと。
- (3) デジタルパンフレットによる情報発信
県産広葉樹を使用した製品に関する品質・規格・価格帯等や、製造元の所在や技術、販売先などをアピールできる内容とし、製作したパンフレットの普及PR方法等も含めた提案を行うこと。
- (4) その他
 - イ 発注者から訂正指示があった箇所については、これに対応すること。
 - ロ 業務に必要な経費及び諸経費等一切の経費は、委託金額に含むものとする。
 - ハ 業務執行体制及び事業スケジュールを示した実施計画を策定し、発注者に承認を得ること。
 - ニ 業務の遂行状況について随時報告を行うこと。

6 包括的事項

- (1) 本業務実施に当たっては、デザイン、撮影先、日程、人物、取材先等の決定は、発注者と事前に協議を行うこと。
- (2) 本業務において制作した各種素材画像等の著作権は発注者に帰属するものとし、発注者は当該各種素材画像等を、自ら使用するために必要な

範囲において随時利用できるものとする。受注者は、当該各種素材画像等を二次利用可能な高画質のデータとしてCD等に保存し、宮城県水産林政部林業振興課に2部納品すること。

- (3) 本業務の成果物として「業務実績結果報告書」を作成し、業務完了報告書に添付して提出すること。
- (4) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する個人情報取扱事業者の義務等に留意し、個人情報の漏えい防止等について万全を期すこと。
- (5) 当仕様書に定めのない事項については、随時発注者と協議すること。

7 その他

見積書には、消費税及び地方消費税を含まない額を記載すること。また、契約に当たっては見積書に記載された金額に消費税及び地方消費税を加算した金額を契約金額とする。